○経済産業省・環境省令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第二条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一五
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一五
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二五
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の三〇
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇
（略）	（略）	（略）

改正前

別表（第二条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二五
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の三五
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一五
（略）	（略）	（略）